

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化
(砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化)に係る公募要領

第1 総則

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化(砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化)(以下「本対策」という。)に係る公募については、この要領に定めるところによる。

第2 取組の概要

本対策は、精製糖工場、製糖工場、化工でん粉製造工場及び糖化製品製造工場(以下「精製糖工場等」という。)、国内産のばれいしょでん粉及びかんしょでん粉(以下「国内産いもでん粉」という。)工場、製粉工場、精麦工場及び麦茶製造工場(以下「製粉工場等」という。)を対象に、以下の取組を行うものとする。

1 再編集約に係る取組

再編集約に係る取組とは、複数の既存の砂糖類・製粉等加工施設及び設備(以下「施設等」という。)について、その機能を新たに編成し直し、又は集める等により整理することで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設等の新設整備、既存施設等の移設、増築及び改修(以下「改修等」という。)並びにこれらに伴う既存施設及び設備の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地(以下「廃棄等」という。)を行うこと(以下「再編集約」という。)をいい、本取組では、以下に掲げる(1)から(3)とする。

なお、再編集約の前後で施設数が減少すること又は同数であることとし、第9に定める再編集約・合理化計画(以下「再編計画」という。)及び修繕・更新に係る積立計画(以下「積立計画」という。)を策定すること。

- (1) 精製糖工場等の稼働率の向上等に資する施設等の改修等及び廃棄等
- (2) 国内産いもでん粉工場の処理能力の向上等に資する施設等の改修等及び廃棄等
- (3) 製粉工場等の体質強化に資する施設等の改修等及び廃棄等

2 合理化に係る取組

合理化に係る取組とは、一つの既存施設について、その機能を向上させることで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の改修等及びこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うこと(以下「合理化」という。)をいい、本取組では、製粉工場等の事業の多角化を目的とした施設等の合理化とする。その際、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、対象外とする。

なお、合理化の前後の施設数が同数であることとし、再編計画及び積立計画を策定すること。

第3 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、取組の実施期間は3年以内とする。

第4 応募主体の要件

応募主体は、次に掲げる者とする

1 精製糖工場等

- (1) 精製糖企業
- (2) 製糖企業
- (3) 化工でん粉製造企業
- (4) 糖化製品製造企業

2 国内産いもでん粉工場

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) ばれいしょでん粉製造企業
- (4) かんしょでん粉製造企業
- (5) 廃棄施設協議会
- (6) (5)の者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 再編計画のうち、廃止を行う国内産いもでん粉工場施設に係る農業協同組合、農業者関係者等により構成されていること。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「廃止協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 廃止協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

3 製粉工場等

- (1) 製粉企業
- (2) 精麦企業
- (3) 麦茶製造企業
- (4) (1)から(3)の者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定めるものをいう。以下同じ。）であること。

イ 輸入麦及び民間流通麦（民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下「民間流通要領」という。）第2の2に定めるものをいう。）の買受実績について、直近3年の年間平均数量が、小麦で100トン以上又は大麦で10トン以上の製粉企業等であること。

ウ 取組主体は、原則として農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業再編計画の認定を併せて得ること。

エ 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第5 取組の実施基準等

- 1 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により取組実施計画に記載のある取組を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致し、かつ、経済合理性のある規模としなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存施設、資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該取組実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- 4 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、交付の対象外とするものとする。

- 5 本事業において「改修」とは、成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。）であり、次に掲げる要件の全てを満たす場合に補助対象とすることができるものとする。

（1）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修の方が経済的に優れていること。

（2）改修を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

（3）補助事業等により取得した財産の改修を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

- 6 本事業において「施設の廃止」とは、原則として、再編集約において、再編集約の実施前後で同様の機能を有する場合であって、実施前に有した施設の機能が失われ、同機能を有した施設としての稼働を取りやめることをいう。その際、補助事業等により取得した施設の用途を変更する際には、あらかじめ財産処分通知に基づき財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている又は承認を受ける見込みであること。なお、過去に本事業で施設の廃止を行った施設については、本事業で再度廃棄等や中古施設として活用できないこととする。

- 7 本事業において「施設数が減少すること」とは、再編集約の取組において、取組実施計画における事業の実施前後で施設の廃止により施設数が減少することをいう。

- 8 廃棄等に係る残余財産相当額の補填を行うことができる。

（1）補助対象は、第8の1の（2）、2の（2）並びに3の（2）及び（3）に掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。）が単価20万円以上のものに限る。）の廃棄等をする際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行

令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下単に「残余財産相当額」という。)とし、耐用年数を超えている施設は補助対象としない。

(2) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該工場等において(1)の耐用年数以上に設定されている施設であって、かつ、(1)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

(3) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア (1)又は(2)の施設(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度又は事業年度等の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

イ 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

ウ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(1)、(2)並びに(3)のア及びイの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

(4) 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(3)のアの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

9 廃棄等を行う場合には、次に掲げる要件のいずれも満たすこととする。

(1) 原則、法定耐用年数を経過していること。ただし、法定耐用年数を経過していない場合であって、補助事業等により取得した財産の廃棄等を実施する際は、あらかじめ財産処分通知に基づき財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(2) 廃棄設備等を売却する場合、売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいう。)については、これを補助対象経費から控除すること。

10 施設の附帯施設のみの整備は、補助対象外とするものとする。

11 環境負荷低減の取組

取組主体は様式6号の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(以下「チェックシート」という。)に記載された各取組について、取組の実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組計画書の添付資料として提出するものとする。

なお、取組主体が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第21条の規定に基づく国内産糖交付金又は第35条の規定に基づく国内産いもでん粉交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続において、チェックシートを既に提出している場合、その報告をもって当該チェックシートの提出に代えることができるものとする。

12 本事業により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定等により、取組実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

第6 採択要件

1 採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、第7の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している施設等が、第7の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が本事業の取組主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。
- (5) 第9の3に定める積立計画を策定していること。
- (6) 原則として、総事業費が5千万円以上であること。
- (7) 取組主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがある場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 取組主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実に見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (9) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）における「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがある場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

2 個別の採択要件

- (1) 精製糖工場等及び国内産いもでん粉工場の取組にあっては、1の他再編後の工場の販売経費を3%以上削減の要件を満たすこと。
- (2) 製粉工場等の取組にあっては、1の他次の要件を満たすこと。
 - ア 第2の1又は2の取組を行う場合、取組主体の国内産麦引取量の増加
 - イ 第2の2の取組を行う場合、販売金額又は販売数量の5%以上向上。本取組において整備する施設等は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限る。
 - ウ (6)の総事業費に満たない場合にあっては、第9の2に定める再編計画が作成されており、農産局長が必要と認めた取組であること。

第7 成果目標及び目標年度

1 成果目標

(1) 精製糖工場等及び国内産いもでん粉工場の成果目標

- ア 再編後の製造コストを3%以上削減
- イ 再編後の工場の稼働率が10%以上向上

(2) 製粉工場等の成果目標

- ア 再編後の製造コストを5%以上削減（複数の製粉企業等による取組の場合、再編前の各工場の製造コストを加重平均した製造コストから7.5%以上削減）
- イ 再編後の工場の稼働率が5ポイント以上向上（複数の製粉企業等による取組の場合、再編前の各工場の稼働率を加重平均した稼働率から7.5ポイント以上増加させ、70%以上とする。）
- ウ 再編後の工場の製造量増加
- エ 複数の製粉企業等による再編集約の取組のうち、製粉企業等の廃業を伴う取組の場合にあっては、アからウを適用せず当該取組に参加する製粉企業等が対象廃棄工場の契約済麦（民間流通要領に基づき締結したは種前契約の対象である国内産麦であって、対象廃棄工場の廃棄前までに使用しなかったものをいう。）の全量引取及び取引先等商圏の継承

2 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌々年度とする。

第8 補助対象施設の基準及び補助対象経費

各施設の補助対象基準及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 精製糖工場等

(1) 廃棄等

- ア 再編計画において、廃棄の対象となっている工場等の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物の廃棄・撤去に要する経費（他の工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

- イ 廃棄等に係る残余財産相当額の補填

(2) 改修等

再編計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている工場等における次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 対象施設

原料入荷設備、洗糖・分蜜設備、洗浄・ろ過設備、濃縮・結晶設備、製品分蜜・乾燥設備、包装設備、製品出荷設備、副産物処理設備、その他精製糖等の製造に必要となる設備、制御室及び製造施設等を覆うために必要な建築物

イ その他

機械器具設備及び上屋等の設備に係る設計費及び諸経費

2 国内産いもでん粉工場

(1) 廃棄等

- ア 再編計画において、廃止の対象となっている工場等の原料の受入段階から製品

の出荷段階までの製造施設・建物の廃止・撤去に要する経費（他の工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃止工場の設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、工場等の廃止後の整地（舗装等を行っていない更地にする 場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

イ 廃棄等に係る残余財産相当額の補填

(2) 改修等

再編計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている工場等における次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 製造施設等

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備その他国内産いもでん粉の製造に必要な設備の整備

イ 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池及び貯留池の整備

ウ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）その他必要な建築物の整備

エ その他

製造施設等、排水処理等施設及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

3 製粉工場等

(1) 廃棄等

ア 再編計画において、施設等の廃棄・撤去を行うこととしている工場等の廃棄・撤去に要する経費（他の工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、製粉工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする 場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

イ 廃棄等に係る残余財産相当額の補填

(2) 改修等

再編計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている工場等における次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

受入、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備及びその他製粉、精麦及び麦茶の製造に必要な設備の整備

イ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備

ウ その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

(3) 合理化・多角化

再編計画において、既存施設の廃棄等を行い、高付加価値化及び製造コストの削減に向けた事業の多角化のための施設等の整備を行うこととしている製粉工場等における次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

麺、パン、プレミックスの製造に係る設備及びその他麦加工品の製造に必要な設備の整備

イ 上屋等

(2) に準じる

ウ その他

(2) 改修等に準じる

第9 事業の実施手続等

1 取組実施計画書の作成

応募主体は、様式3号-1から3により取組実施計画書を作成するものとする。

2 再編集約・合理化計画の策定

(1) 再編集約・合理化計画の趣旨

ア 精製糖工場等、国内産いもでん粉工場

製造施設等の再編集約・合理化により効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力の強化を図ることを旨とした計画とする。

イ 製粉工場等

国内産麦の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉企業等において、既存の製造施設等を再編集約・合理化することにより、製造コストの削減、高付加価値化等を行い、もって効率的な加工体制を構築することを旨とした計画とする。

(2) 再編集約・合理化計画の作成

ア 取組主体は、様式4号-1又は2により再編計画を作成することとする。なお、再編計画については取組実施期間の3年以内の計画を含むものとし、目標年度までの利用に関する計画についてもあわせて記載することとする。

イ 再編計画の作成に当たっては、あらかじめ、関係各所と十分な調整及び協議を行った上で作成するものとする。

3 修繕・更新に係る積立計画の策定

(1) 趣旨

持続的な施設等の運営に当たっては、整備した施設等について計画的な積立等による修繕及び更新が必要である。そのため、本事業で整備する施設については、再編計画と整合した具体的な施設の修繕及び更新に係る資金の積立計画を策定することにより、施設の修繕・更新、適切な維持管理等に関する関係者の理解を醸成し、併せて適切な資金確保の見通しを立てることにより、当該施設の修繕、更新等に要する資金の計画的な確保を行うこととする。

(2) 留意事項

ア 取組主体は、施設の修繕及び更新に当たって、様式5号により積立計画を策定するものとする。なお、取組主体で独自に作成している計画がある場合は、本計画に代えることができることとする。

イ 積立計画の策定に当たっては、施設の修繕及び更新に必要な費用を策定時

点の価額で見積もるものとする。その際、国費を前提とせず、現在の利用者世代と将来の利用者世代との負担の均衡を考慮し、積立てすべき水準を概定するものとする。

ウ 施設の修繕及び更新に要する費用の積立てを行うに当たっては、施設の管理の在り方、施設の修繕及び更新内容、積立水準、その必要性等について、受益者、関係者等と十分に議論することとする。

エ 積立計画の期間については、原則建物の耐用年数かつ長寿命化に係る修繕を含む期間とするが、精製糖工場等については、改修等を行った施設に限ることができる。

オ 積立計画については、おおむね5年ごとに将来像を見据えた計画となるよう見直すものとする。

- 4 本取組の実施に当たっては、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金のうち砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和8年1月7日付け7農産第4014号農林水産省農産局長通知）を適用するものとする。

第10 補助対象経費の範囲

1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本対策の実施に直接必要な経費のうち、第8に定める経費とする。

2 次の経費は、補助の対象とはならない。

（1）本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

（2）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第11 補助率

補助率は1／2以内とする。

第12 補助金額

1,500,000千円以内

第13 申請書類の提出

応募主体は1の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を提出するものとする。

1 申請書類

申請書類
応募申請書（様式1号）
取組実施体制（様式2号）
取組実施計画書
精製糖工場等（様式3号－1）
国内産いもでん粉工場（様式3号－2）

	製粉工場等（様式3号-3）
再編集約・合理化計画	
	精製糖工場等、国内産いもでん粉工場（様式4号-1）
	製粉工場等（様式4号-2）
修繕・更新に係る積立計画（様式5号）	
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（様式6号）	
その他添付資料	
	定款、規約等
	直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し
確認資料	
	申請書類チェックシート
	確認項目チェックシート

2 申請書類の提出期限

申請書類の提出期限については、公示のとおり。

3 問合せ先

問合せ先は以下のとおり。

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前9時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）の間受け付けるものとする。

(1) 精製糖工場等

農産局 地域作物課 価格調整班 03-3501-3814

(2) 国内産いもでん粉工場

農産局 地域作物課 加工第2班 03-6744-2115

(3) 製粉工場等

農産局 貿易業務課 麦類業務班 03-6744-1257

4 提出先

sugar_kakaku★maff.go.jp

※上記メールアドレスの★を@に置き換えてください。

5 申請書類の提出に当たっての留意事項

(1) 申請書類の提出は、電子メールとする。

(2) 電子メールの件名は「砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（〇〇）の応募書類（応募者名）」とし、〇〇には、精製糖工場等、国内産いもでん粉工場、製粉工場等のいずれかを記載し、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その〇（〇は連番）とする。

(3) 電子メール送信後、3の問合せ先にメールの到着を確認すること。

(4) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。

また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。

(5) 申請書類の差替えは、原則として不可とする。

(6) 取組実施計画書等は、パソコンのワープロソフトを用いて作成すること。

第14 申請書類等の審査

1 審査の方法

選定に当たっては、農林水産省農産局の事業担当課において応募の要件（応募主体の要件、採択要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。）に該当すること及び取組実施計画書等の内容を確認した後、外部の有識者等により構成される選定審査委員会が審査するものとする。

審査委員会においては、審査基準等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

2 審査の手続

審査は、以下の手続により実施するものとする。

(1) 提出された申請書類は、事業担当課において応募要件に該当すること及び取組実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものとする。

(2) 審査委員会による審査は、3に定める審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募主体に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとする。

(3) (2)の結果を踏まえ、補助金交付候補者を選定するものとする。

3 審査の観点

取組実施計画書等の妥当性、申請経費の妥当性、応募主体の適格性及び事業の効果の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがあった応募主体については、この旨を審査に反映する。

4 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果（採択又は不採択）については、審査終了後速やかに、申請を受けた農産局長から応募主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の交付は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）に基づき、必要な手続を行うものとする。

第15 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、農産局長の指示に従い速やかに、交付等要綱に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び取組実施計画書等（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。農産局の事業担当課において、申請書等を審査し、問題がなければ、農産局長は、交付決定通知の発出及び事業の採択を行うものとする。

なお、申請書等の内容については、第14の申請書類等の審査の結果を踏まえて修正を依頼する場合がある。

第16 不正行為等に対する措置

農産局長は、取組主体の代表者、理事又は職員等が、本取組の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、取組主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

第17 採択後の取組主体の責務等

補助金の交付決定を受けた取組主体は、本対策の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

1 事業の推進

取組主体は、要綱等を遵守し、本取組の実施上のマネジメント、本取組の成果の公表等、本対策の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。

特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て取組主体の下で一括して行うものとする。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

(1) 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）が適用されるものとする。

(2) 取組主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものとする。また、過剰と見られるような推進活動及び施設、機械の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(3) 補助金の交付を受けた取組主体は、補助金に係る経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等）を当該取組主体の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該取組主体の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認められた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に経理状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

3 フォローアップ、事業の評価

事業実施期間中、農産局の事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、取組主体に対し、本対策の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本対策の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

取組主体は、交付等要綱に基づき、年度途中における本対策の遂行状況について報告するものとする。

取組主体は、事業終了後、交付等要綱に基づき、自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末までに農産局長に報告をしなければならない。なお、農産局長は当初の取組実施計画に従って適正かつ効率的に運用がなされていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう取組主体に改善計画を作成させ、評価・報告をさせるものとする。

4 取得財産の管理

本対策により取得又は効用の増加した財産の所有権は、取組主体に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- (1) 本対策により取得又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- (2) 本対策により取得又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならないものとする。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあるものとする。

第18 その他

取組主体は、工場の従業員等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化）に係る審査基準

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化）（以下「砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化」という。）については、以下の1及び2の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

取組実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により取組の効果をポイント化し、(2)の特別加算ポイントを加えたポイントの高い順に優先させる。

なお、合計ポイントが等しい取組実施計画書があった場合は、取組計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い取組計画書を上位とする。

(1) 指標

施設	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
精製糖工場等	1	<ul style="list-style-type: none"> ・再編後のトン当たりの製造コストを3%以上削減 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・再編後の工場の稼働率が10%以上向上 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を実施しようとする工場の能力が業界の中央値以上 中央値の180%以上・・・・10ポイント 中央値の160%以上・・・・8ポイント 中央値の140%以上・・・・6ポイント 中央値の120%以上・・・・4ポイント 中央値以上・・・・・・2ポイント
国内産いもでん粉工場	1	<ul style="list-style-type: none"> ・別途策定する再編計画における工場の廃止であり、かつ、当該工場のでん粉原料用国内産いもの年間処理能力の向上 10万トン以上・・・・・・5ポイント 5万トン以上・・・・・・3ポイント 5万トン未満・・・・・・1ポイント
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・取組により、別途策定する再編計画の対象工場のうち廃棄を行わない工場全体の平均稼働率の向上 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント

		10%以上・・・3ポイント 10%未満・・・1ポイント
	3	・再編後の製造でん粉トン当たりの製造コストを3%以上削減 7%以上・・・10ポイント 6%以上・・・8ポイント 5%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	4	・再編後の工場の稼働率が10%以上向上 22%以上・・・10ポイント 19%以上・・・8ポイント 16%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
製粉工場等 ※1、2、3	1	・廃棄、撤去の範囲 工場の全部の施設等（製粉業、精麦業、麦茶製造業の廃業に伴い施設等を廃棄する場合を含む。）・・・10ポイント 工場の一部の施設等・・・3ポイント
	2	・他の製粉工場等による、対象廃棄工場の契約済麦の全量引取り及び取引先等商圏の継承（契約済麦の引取りが生じない場合を含む。）・・・10ポイント
	3	・工場の廃棄及び一部の施設等の廃棄を行う工場数 （工場の廃棄） 3工場以上・・・10ポイント 2工場・・・7ポイント 1工場・・・5ポイント （工場の一部施設等の廃棄） 2工場以上・・・3ポイント 1工場・・・1ポイント
	4	・再編後の製品重量当たりの製造コストを5%以上削減 15.0%以上（17.5%以上）・・・5ポイント 12.5%以上（15.0%以上）・・・4ポイント 10.0%以上（12.5%以上）・・・3ポイント 7.5%以上（10.0%以上）・・・2ポイント 5.0%以上（7.5%以上）・・・1ポイント ※複数の製造企業等による取組実施計画においては、再編前の各工場の製造コストを加重平均した製造コストから7.5%以上削減することとし、（）内に対応するポイントを適用する。

5	<p>・再編後の工場における稼働率（※）を5ポイント以上増加</p> <p>15.0ポイント以上（17.5ポイント以上） ……2.5ポイント</p> <p>12.5ポイント以上（15.0ポイント以上） ……2ポイント</p> <p>10.0ポイント以上（12.5ポイント以上） ……1.5ポイント</p> <p>7.5ポイント以上（10.0ポイント以上） ……1ポイント</p> <p>5.0ポイント以上（7.5ポイント以上） ……0.5ポイント</p> <p>※複数の製造企業等による取組実施計画においては、再編前の各工場の稼働率を加重平均した稼働率から7.5ポイント以上増加させることとし、（）内に対応するポイントを適用する。</p>
6	<p>・再編後の複数の工場における稼働率を70%以上とする。</p> <p>80.0%以上 ……2.5ポイント</p> <p>77.5%以上 ……2ポイント</p> <p>75.0%以上 ……1.5ポイント</p> <p>72.5%以上 ……1ポイント</p> <p>70.0%以上 ……0.5ポイント</p> <p>※①製粉工場＝〔年間加工数量（トン）÷（1日あたり（24時間）の日産設備能力（トン）×25日×12ヶ月）（トン）〕×100</p> <p>②精麦・麦茶製造工場＝〔年間加工数量（トン）÷（加工総馬力数×5kg（標準1馬力1時間あたりの加工能力）×24時間×25日×12ヶ月÷1,000kg）（トン）〕×100</p>
7	<p>・多角化した企業の販売金額又は販売数量が5%以上増加</p> <p>25%以上 ……5ポイント</p> <p>20%以上 ……4ポイント</p> <p>15%以上 ……3ポイント</p> <p>10%以上 ……2ポイント</p> <p>5%以上 ……1ポイント</p>
8	<p>・再編後の工場の製造量増加</p> <p>500トン以上 ……2.5ポイント</p> <p>250トン以上 ……2ポイント</p> <p>100トン以上 ……1.5ポイント</p> <p>50トン以上 ……1ポイント</p> <p>10トン以上 ……0.5ポイント</p>
9	<p>成果目標に対する現況値ポイント</p> <p>（製粉企業の場合）</p> <p>・廃棄した施設等の日産設備能力の合計が50トン以上</p> <p>250トン以上 ……2.5ポイント</p>

	<p>200 トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>150 トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5ポイント</p> <p>100 トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>50 トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0.5ポイント</p> <p>(精麦企業、麦茶製造企業の場合)</p> <p>・廃棄した施設等の精麦用・麦茶製造用総馬力数の合計が100馬力以上</p> <p>1,000馬力以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.5ポイント</p> <p>750馬力以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>500馬力以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5ポイント</p> <p>250馬力以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>100馬力以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0.5ポイント</p>
	<p>※1 製粉工場等の廃棄・撤去（一部の施設等の廃棄・撤去を含む。）の場合は、類別1、4、5、6及び9を合計するものとする。</p> <p>※2 製粉業等の廃業を伴う製粉工場等の廃棄・撤去の取組と併せて、再編集約・合理化の取組を行う場合は、類別3～9の全てを合計するものとする。ただし、合理化の取組を行わない場合は、類別7は加算できないものとする。</p> <p>※3 製粉企業等の廃業を伴う廃棄・撤去及び取引先等商圏引継ぎの場合は、類別1、2及び9を合計するものとする。</p>

(2) 特別加算ポイント

<p>・取組主体が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがある場合・・・・・・・・ 2ポイント</p>
<p>・取組主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>
<p>・食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）における「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けていること又は認定を受ける見込みがあるもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>

2. 取組内容及び応募主体の適格性等

以下の(1)から(3)について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。

- (1) 取組実施計画及び再編計画の妥当性
- (2) 申請経費の妥当性
- (3) 応募主体の適格性

(様式1)

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化(〇〇(注))への応募について

このことについて、新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化に係る公募要領第 13 に基づき関係書類を添えて取組実施計画書等を提出します。

(注)「〇〇」には精製糖工場等、国内産いもでん粉工場、製粉工場等のいずれかを記入するものとする。

事業(会計)責任者氏名：

電話：

F A X：

メールアドレス：

(様式2)

事業実施体制

応募事業名	
-------	--

※ 取組主体だけでなく、本事業に関わる関係機関の実施体制、申請経費について整合がとれている内容で記入してください。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
(砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化(精製糖工場等))
取組実施計画書

事業実施年度： 令和〇〇(西暦〇〇)~〇〇(西暦〇〇)年度

取組主体名：

(作成年月日：)

1 取組実施主体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

(2) 役員の氏名及び職名

(3) 担当者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(4) 事業の主な内容

メニュー：砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（精製糖工場等）

(5) みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

(有 ・ 無)

(6) 地域計画との連携

地域計画のうち目標地図への位置付け又は農地中間機構からの農地の借り受けの有無

(有 ・ 無)

(7) 食料システム法との連携

安定取引関係確立事業活動計画認定の有無

(有 ・ 無)

2 事業の目的・効果等

事業の目的 (現状、取組の必要性等)	
事業の内容及び実施方法	
事業の効果	
事業のスケジュール	
事業の完了予定年月日	

3 事業計画（実績）

（1）総括表

	総事業費 (円)		年度別内訳									備考
			〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度			
			総事業費			総事業費			総事業費			
			国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他	(円)	
整備事業												
精製糖工場等の再編集約（廃棄等）												
精製糖工場等の再編集約（改修等）												
合計												

注 1. 取組の実施期間が5年以内の施設を整備する場合は、必要に応じて欄を追加すること。

2. 「総事業費」は、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

3. 「国庫補助金」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた金額をいう。

(2) 取組施設明細

実施事業名	工場名	事業実施予定工場				直近3年の操業実績		
		住所又は所在地	工場面積 m ²	日産処理能力 t	年間処理能力 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t
精製糖工場等の再編集約 (廃棄等)								
精製糖工場等の再編集約 (改修等)								

(3) 事業の内容

①精製糖工場等の再編集約（廃棄等）

工場名	廃棄予定設備	経費見込額			竣工予定 年月日
		廃棄・撤去経費 円	廃棄工場の残余財産 相当額の補填 円	計 円	
	(〇〇(西暦〇〇)年度)				
	(〇〇(西暦〇〇)年度)				
	(〇〇(西暦〇〇)年度)				

② 精製糖工場等の再編集約（改修等）

	No.	工場名	機械名	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分(円)			貸付けの詳細		竣工予定 年月日	コスト削減	事業実施に よる操業度 の向上		
								自己資金	国庫助成金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数					
																うち貸付金	
機 械	(〇〇(西暦〇〇)年度)																
														%→%	%→%		
	(〇〇(西暦〇〇)年度)																
	(〇〇(西暦〇〇)年度)																
合計							0	0	0	0							
施 設	No.	工場名	施設名	構造・規格	着工予定 年月日	総事業費 (円)	負担区分(円)			貸付けの詳細		竣工予定 年月日					
	(〇〇(西暦〇〇)年度)																
	(〇〇(西暦〇〇)年度)																
	(〇〇(西暦〇〇)年度)																
合計							0	0	0	0							
機械・施設の合計							0	0	0	0							

(4) 機械・施設の規模決定根拠

①	機械・施設名		製品名			使用工程			
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
	処理量[t]							0.0	
								0.0	
								0.0	
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0.0	0.0
								0.0	0.0
								0.0	0.0
	選 定 根 拠								
	機械・施設名		製品名			使用工程			
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
	処理量[t]							0.0	
								0.0	
								0.0	
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0.0	0.0
								0.0	0.0
								0.0	0.0
	選 定 根 拠								

注1 この様式に準ずる既存書類（データ等）がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

4 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

用 語	説 明

5 添付書類 （添付書類名を記載すること。）

- 1 再編集約・合理化計画書
- 2 廃棄施設等の図面
- 3 財産管理台帳
- 4 施設等の取得価格、取得年月日等が明らかになる資料
- 5 耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
- 6 施設等の設計図（平面図及び立面図）
- 7 改修等の設備の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売量等が明らかになる資料
- 8 施設に関する運営管理規程
- 9 積立計画書
- 10 取組実施計画に記載した事業費の算出根拠（概算設計書、見積書等）
- 11 再編集約・合理化計画書等の内容を補足する資料
- 12 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- 13 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることが分かる資料
- 14 取組主体の構成員が地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間機構から農地を借り受けている場合は、そのことがわかる資料
- 15 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に基づき、「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることが分かる資料

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
(砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化(国内産いもでん粉工場))
取組実施計画書

事業実施年度： 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度

取組主体名：

(作成年月日：)

1 取組実施主体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

(2) 役員の氏名及び職名

(3) 担当者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(4) 事業の主な内容

メニュー：砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（国内産いもでん粉工場）

(5) みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

(有 ・ 無)

(6) 地域計画との連携

地域計画のうち目標地図への位置付け又は農地中間機構からの農地の借り受けの有無

(有 ・ 無)

(7) 食料システム法との連携

安定取引関係確立事業活動計画認定の有無

(有 ・ 無)

2 事業の目的・効果等

事業の目的 (現状、取組の必要性等)	
事業の内容及び実施方法	
事業の効果	
事業のスケジュール	
事業の完了予定年月日	

3 事業計画（実績）

（1）総括表

	総事業費 (円)		年度別内訳									備考
			〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度			
	国庫補助金	その他	総事業費 (円)			総事業費 (円)			総事業費 (円)			
			国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他		
整備事業												
国内産いもでん粉工場の再編集約 (廃棄等)												
国内産いもでん粉工場の再編集約 (改修等)												
合計												

注 1. 「総事業費」は、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

2. 「国庫補助金」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた金額をいう。

(2) 取組施設明細

実施事業名	工場名	事業実施予定工場				直近3年の操業実績		
		住所又は所在地	工場面積 m ²	日産処理能力 t	年間処理能力 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t
国内産いもでん粉工場の再編集約（廃棄等）								
国内産いもでん粉工場の再編集約（改修等）								

(3) 事業の内容

①国内産いもでん粉工場の再編集約（廃棄等）

工場名	廃棄予定設備	経費見込額			竣工予定 年月日
		廃棄・撤去経費 円	廃棄工場の残余財産 相当額の補填 円	計 円	
	(〇〇(西暦〇〇)年度)				
	(〇〇(西暦〇〇)年度)				
	(〇〇(西暦〇〇)年度)				

② 国内産いもでん粉工場の再編集約（改修等）

	No.	工場名	機械名	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分(円)			貸付けの詳細		竣工予定 年月日	コスト削減	事業実施に よる操業度 の向上
								自己資金	国庫助成金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数			
機 械	(〇〇(西暦〇〇)年度)														
	(〇〇(西暦〇〇)年度)														
	(〇〇(西暦〇〇)年度)														
								0	0	0	0				
施 設	(〇〇(西暦〇〇)年度)														
	(〇〇(西暦〇〇)年度)														
	(〇〇(西暦〇〇)年度)														
								0	0	0	0				
合計							0	0	0	0					
機械・施設の合計							0	0	0	0					

(4) 機械・施設の規模決定根拠

①	機械・施設名		製品名			使用工程			
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
	処理量[t]							0.0	
								0.0	
								0.0	
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0.0	0.0
								0.0	0.0
								0.0	0.0
	選 定 根 拠								
	機械・施設名		製品名			使用工程			
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
	処理量[t]							0.0	
								0.0	
								0.0	
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0.0	0.0
								0.0	0.0
								0.0	0.0
	選 定 根 拠								

注1 この様式に準ずる既存書類（データ等）がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

4 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

用 語	説 明

5 添付書類 （添付書類名を記載すること。）

- 1 再編集約・合理化計画書
- 2 廃棄施設等の図面
- 3 財産管理台帳
- 4 施設等の取得価格、取得年月日等が明らかになる資料
- 5 耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
- 6 施設等の設計図（平面図及び立面図）
- 7 改修等の設備の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売量等が明らかになる資料
- 8 施設に関する運営管理規程
- 9 積立計画書
- 10 取組実施計画に記載した事業費の算出根拠（概算設計書、見積書等）
- 11 再編集約・合理化計画書等の内容を補足する資料
- 12 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- 13 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることが分かる資料
- 14 取組主体の構成員が地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間機構から農地を借り受けている場合は、そのことがわかる資料
- 15 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に基づき、「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることが分かる資料

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

(砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（製粉工場等）)

取組実施計画書

事業実施年度：令和〇〇（西暦〇〇）～〇〇（西暦〇〇）年度

都道府県・市町村名：

取組実施主体名：

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
取組実施計画書

基本情報

取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
-------	------------	------------	--------

1 事業の目的及び取組実施計画の基本的な方針

例) :
【取組方針: 製粉工場等の廃棄】
△△地区(港)にある複数の製粉工場施設を集約するため、〇〇工場、〇〇工場を廃止する。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 経費の配分及び負担区分

	総事業費 (円)	年度別内訳									備考	
		〇〇(西暦〇〇)年度			〇〇(西暦〇〇)年度			〇〇(西暦〇〇)年度				
		総事業費			総事業費			総事業費				
		国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他	(円)		国庫補助金
整備事業												
①製粉工場等の再編集約(廃棄等)												
②製粉工場等の再編集約(改修等)												
③製粉工場等の合理化(多角化)												
合計												

(注)②及び③の整備を予定している施設等の能力・規模は、①の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、取組主体の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(1)収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
ア 国庫補助金					
イ その他					
合計					

(2)支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
合計					

(注)区分の欄は、取組内容を記載する。

4 添付書類

再編合理化計画及びクロスコンプライアンスチェックシートを添付。

再編集約・合理化計画書
(砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化(〇〇))

策定年度：令和〇〇(西暦〇〇)年度

目標年度：令和〇〇(西暦〇〇)年度

事業実施期間：令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度

取組主体名：

注：〇〇には、精製糖工場等又は国内産いもでん粉工場のいずれかを記載すること。

1. 取組主体の基本情報

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 設立年月日
- (5) 資本金等及び株主等別の内訳
- (6) 主な業務
- (7) 常時雇用する従業員数
- (8) 担当者連絡先(氏名、所属部署、職名、郵便番号、住所、電話番号、FAX、メールアドレス)

2. 事業の目的及び再編集約・合理化計画の基本的な方針

例) ○○会社が所有する2箇所の精製糖工場について、効率的な製造を図るため、△△工場を廃棄・撤去し、□□工場に再編統合する。
また、再編統合に伴う、原料の増加に対応するため、□□工場の増強・高度化により稼働率の向上を図り、製造コストを低減させる。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけ効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを記載すること。

3. 本取組の対象となる工場等の現状及び目標

(1) 本取組の対象となる工場等の現状 (現状 ○○年度)

① 工場等の廃棄等

事業者名	工場名 (所在地)	処理能力 (トン/日)	原料加工数量 (トン/年間)	稼働率 (%)	製造コスト (円/製品トン)	従業員数 (人)	主な製造品目	施設における課題等
○○株式会社	□□工場 (○○市)							
計								

② 工場等の改修等(集約先)

事業者名	工場名 (所在地)	処理能力 (トン/日)	原料加工数量 (トン/年間)	稼働率 (%)	製造コスト (円/製品トン)	従業員数 (人)	主な製造品目	施設における課題等
○○株式会社	□□工場 (○○市)							
計								

(2) 補助事業を活用した再編集約・合理化に係る計画

事業者名	工場名	事業内容			整備事業実施後の利用計画		備考
		1年目	2年目	3年目 (事業完了年度)	1年後	目標年度	
○○株式会社	○○工場						
△△株式会社	△△工場						
□□株式会社	□□工場						

注1: 再編集約・合理化に取り組む全ての施設について記載すること。

注2: 補助事業を活用する計画については該当部分を黄色塗りとし、事業を単年又は2年で実施する場合には不要な欄は「-」と記載すること。

注3: 事業実施期間が異なる場合は適宜追加すること。

(3) 本取組の対象となる工場等(集約先)の取組後の目標 (目標 ○○年度)

事業者名	工場名	処理能力 (トン/日)	原料加工数量 (トン/年間)	稼働率 (%)	製造コスト (円/製品トン)	従業員数 (人)	主な製造品目	目標の数的根拠
○○株式会社	□□工場							
計								

その他期待される効果等

--

再編集約・合理化計画書

(砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化(製粉工場等))

策定年度：令和〇〇(西暦〇〇年度)

目標年度：令和〇〇(西暦〇〇年度)

事業実施期間：令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度

取組主体名：

都道府県・市町村名：

取組主体名：

都道府県・市町村名：

取組主体名：

都道府県・市町村名：

製粉工場等再編集約・合理化計画

基本情報

取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
	△△△△製粉株式会社		●●県▽▽市
	□□□□製粉株式会社		●●県▽▽市

	取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	△△△△製粉株式会社	□□□□製粉株式会社
	ホームページアドレス			
事業担当者名及び連絡先	事業担当者氏名(ふりがな)			
	所属(部署名等)			
	役職			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			

1 事業の目的及び再編集約・合理化計画の基本的な方針

例) :

【取組方針：製粉工場等の廃棄】

△△地区(港)の○箇所の製粉工場施設について、合理化を図るため、○○株式会社等が所有する○○サイロ及び△△株式会社が所有する△△△△を廃棄し△△製粉工場に再編統合する。また、地区内(港)の○○体制の見直しを行い、各製粉工場施設の操業度の向上を図ることで、生産コストを低減させる。

△△地区(港)にある複数の製粉工場施設を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

廃止する工場において播種前契約していた国内産麦を、○○○○により円滑に引き取る。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 製粉工場等の現状及び目標

(1)取組方針:製粉工場等の再編集約(廃棄等)

a:製粉工場等の廃棄、撤去

①本計画の対象となる製粉工場等の現状 (現状 令和〇〇年度)

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								例)工場施設の老朽化に伴い、修繕費等のコスト増。
□□□工場 (□□株式会社)								例)操業度の低迷。
計 (○工場)								

②本計画の対象となる製粉工場等の再編集約後の目標 (目標 令和□□年度)

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									例)取り壊し。
□□□工場 (□□株式会社)									例)△△△△(△△株式会社)を□□□工場(□□株式会社)に再編集合理化。
計 (○工場)									

③その他期待される効果等

(注1)製粉工場等の廃棄及び撤去の対象は、製粉業、精麦業及び麦茶製造業の廃業に伴い施設等を廃棄する場合も含む。

(注2)当該取組を実施するに当たり、取組主体の契約済麦の引取りが確実に行われること。

(注3)①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。

(注4)②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(注5)稼働率は、次式により算出すること。

製粉工場=[年間加工数量(トン)÷(1日あたり(24時間)の日産設備能力(トン)×25日×12ヶ月)(トン)]×100

精麦・麦茶製造工場=[年間加工数量(トン)÷(加工総馬力数×5kg(標準1馬力1時間あたりの加工能力)×24時間×25日×12ヶ月÷1,000kg)(トン)]×100

b: 対象廃棄工場の契約済麦の引取

① 本計画の対象となる製粉工場等の現状（現状 令和〇〇年度）

施設名	(参考) 外国産麦数量 (トン)	は種前契約数量(国内産麦〇〇年産)(トン)			は種前契約数量(国内産麦△△年産)(トン)			製品在庫数量 (トン)	施設における課題等
		未引取数量 (注1)	引取済数量		未引取数量(注 1)	引取済数量			
			加工済数量	未加工数量 (注1)		加工済数量	未加工数量(注 1)		
□□□工場 (□□株式会社)									
△△△△ (△△株式会社)									
計 (○工場)									

② 本計画の対象となる製粉工場等の再編集約後の目標（目標 令和□□年度）

施設名	(参考) 外国産麦数量 (トン)	は種前契約数量(国内産麦)(トン)				製品在庫数量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
		引取済数量	未引取数量	再編集約対象企業からの 引取数量				
				未引取分	未加工分			
□□□工場 (□□株式会社)								
△△△△ (△△株式会社)								
計 (○工場)								

③ その他期待される効果等

(注1) 引取対象となる契約済麦は、当該取組主体と生産者団体等との種前契約により引き取ることであった国内産麦(未引取数量)の他に、当該取組主体が既に引き取っていたもの、使用しなかったもの(未加工数量)も含む。

(注2) ②の欄については、具体的な目標数値及び商圏の継承に係る内容を記入すること。

(2)取組方針:製粉工場等の再編集約(改修等)

①本計画の対象となる製粉工場等の現状 (現状 令和〇〇年度)

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								
□□□工場 (□□株式会社)								
計 (○工場)								

②本計画の対象となる製粉工場等の再編集約後の目標 (目標 令和□□年度)

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									
□□□工場 (□□株式会社)									
計 (○工場)									

③その他期待される効果等

(注1)製粉工場等の廃棄、撤去の取組による製粉工場等の廃棄(ただし、廃業に伴い施設等を廃棄する場合を含み、複数工場を有する製粉企業等が一部の工場を廃棄する場合を除く。)を併せて実施すること。

(注2)①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。

(注3)1取組計画当たりの総事業費が原則5千万円以上であること。

(注4)整備を予定している施設等の能力・規模は、(1)の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、取組主体の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(注5)②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(3)取組方針:製粉工場等の合理化(多角化)

①本計画の対象となる製粉工場等の現状 (現状 令和〇〇年度)

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								
□□□工場 (□□株式会社)								
計 (○工場)								

②本計画の対象となる製粉工場等の合理化後の目標 (目標 令和□□年度)

A欄

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	合理化後の 製造計画 (トン)	合理化内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									
□□□工場 (□□株式会社)									
計 (○工場)									

B欄

多角化した事業	製品日産設備 能力 (トン)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	合理化後の 製造計画 (トン)	合理化内容
		外国産麦	国内産麦			
〇〇						
△△						
計						

③その他期待される効果等

--

(注1)製粉工場等の多角化において対象となる施設等の整備は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限りに、その他事業に係る設備等の整備は対象としない。

(注2)①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。

(注3)1事業実施計画当たりの総事業費が原則5千万円以上であること。

(注4)整備を予定している施設等の能力・規模は、(1)の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、取組主体の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(注5)②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(注6)②のB欄については、製粉工場等の合理化により多角化した事業毎に記載すること。

3 再編集約・合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施(予定)年度	再編集約・合理化内容	備考
△△△△ (△△株式会社)	国内小麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約△△トン/年)を 購入し、主にパン用に加工し販売等を行っている。	令和〇〇年度	〇〇サイロ施設(〇〇株式会社)及び△△(△△株式会社)を□□□工場(□□ 株式会社)に再編集約・合理化。	
〇〇サイロ施設 (〇〇株式会社)	△△株式会社及び□□株式会社からの委託を受け、国内小 麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約△△トン/年)の保管を 行っている。			

(注1)事業内容については、製粉工場等の再編集約であれば、①製粉業等の廃業を伴う製粉工場等又は施設等の廃棄、撤去②製粉企業等の廃業を伴わない
製粉工場等の廃棄、撤去③製粉工場等の一部の施設等の廃棄、撤去が分かるように具体的に記載。

(注2)製粉工場等の改修等及び製粉工場等の多角化についても分かるように具体的に記載。

4 再編集約・合理化のための所要額

(1)取組方針:製粉工場等の再編集約(廃棄等)

a:製粉工場等の廃棄、撤去【該当にチェック】

<input type="checkbox"/> 製粉業等の廃業を伴う製粉工場又は施設等の廃棄、撤去
<input type="checkbox"/> 製粉工場等の廃業を伴わない製粉工場等の廃棄、撤去
<input type="checkbox"/> 製粉工場等の一部施設等の廃棄、撤去

①施設等の廃棄、撤去

(単位:円)

所有者名	廃棄施設又は設備	総事業費	補助対象経費	控除分	国庫補助	備考
消費税相当額						
計						
消費税相当額						
計						
合計	—					

(注1)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注2)控除分(廃棄に係る製粉工場等の施設等を得た対価(取組実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに
売却して得た額を含む。))については、「補助対象経費」から除く。

(注3)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

②廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額の補填

(単位:円)

所有者名	廃棄施設又は設備	補助対象経費 (残余財産相当額)	国庫補助	備考
消費税相当額				
計				
消費税相当額				
計				
合計	—			

(注1)「総事業費」とは、減価償却を行った場合の当該施設等の残余財産相当額。

(注2)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

b: 契約済表の引取

対象廃棄工場からの契約済引取数量

所有者名	受入先施設	受入数量 (トン)

(2)取組方針:製粉工場等の再編集約(改修等)

(単位:円)

所有者名	設置する施設等の内容				総事業費	補助対象経費	国庫補助	工事予定期間	備考
	区分	面積・台数	単価	設置場所					
消費税相当額									
計									
消費税相当額									
計									
合計	—	—	—	—				—	

(注1)区分の欄には施設等が明らかになるよう記載すること。

(注2)建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。

(注3)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注4)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

(3)取組方針:製粉工場等の合理化(多角化)

(単位:円)

所有者名	設置する施設等の内容				総事業費	補助対象経費	国庫補助	工事予定期間	備考
	区分	面積・台数	単価	設置場所					
消費税相当額									
計									
消費税相当額									
計									
合計	—	—	—	—				—	

(注1)区分の欄には施設等が明らかになるよう記載すること。

(注2)建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。

(注3)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注4)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

5 事業の完了予定年月日

取組内容	年月日
(1) 製粉工場等の再編集約(廃棄等)	
(2) 製粉工場等の再編集約(改修等)	
(3) 製粉工場等の合理化(多角化)	

6 経費の配分及び負担区分

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
(1) 製粉工場等の再編集約(廃棄等)	円	円	円	
(2) 製粉工場等の再編集約(改修等)	円	円	円	
(3) 製粉工場等の合理化(多角化)	円	円	円	

7 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
合 計					

(注)区分の欄は、取組内容を記載する。

8 添付書類

【共通】

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料。
- (2) 「現状数値」の詳細が分かる資料を添付。
- (3) 直近3年の原料玄麦購入実績が分かる資料を添付。
- (4) 契約済の麦引渡しを実施する場合は、は種前契約数量の詳細が分かる資料(年産、産地、銘柄、荷姿、契約価格、保管場所等)を添付。
- (5) 参考資料として各製粉工場施設等の位置がわかる当該地域の地図及び施設の設計図等を添付。
- (6) 複数の製粉企業等による取組の場合は、再編集約に係る関係者の意思決定が確認できる文書を添付。
- (7) 製粉工場等の再編集約(改修等)又は合理化(多角化)を実施する場合は、取組実施後の販売計画等及び施設・設備の管理運営規程等を添付。
- (8) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることを確認できる資料。
- (9) その他、取組実施計画書等申請書類の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付。
- (10) 修繕・更新に係る積立計画を添付。

【製粉工場等の再編集約(廃棄等)】

- (1) 取組実施計画に記載した施設の廃棄、撤去前の施設の状態(写真等)、及び所要額の見積り関係の資料。
- (2) 廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額が確認できるもの及び施設等の取得価格、取得年月日を確認できる資料。
- (3) 対象廃棄工場を所有する製粉企業等が国内産麦を所有している場合、契約済麦引取企業等が対象廃棄工場の契約済麦を引き取る際に必要となる流通経費(荷姿、輸送手段、輸送単価等)の確認資料。
- (4) 対象廃棄工場の商圏の引継ぎに関する資料。

【製粉工場等の再編集約(改修等)】

- (1) 取組実施計画において、整備する予定とされた施設等の詳細資料(見積、写真、カタログ、型式等)。

【製粉工場等の合理化(多角化)】

- (1) 1事業実施計画当たりの総事業の所要額及びその内訳が確認できるもの。

修繕・更新に係る積立計画

取組主体名
代表者氏名

1 計画の目的

本積立計画は、砂糖類・製粉等加工施設について、修繕・更新に必要な費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

2 対象施設及び修繕・更新に係るスケジュール

新基本計画実装・農業構造転換支援事業において整備を実施する施設と、その施設の修繕・更新の予定時期及び費用は、次のとおりである。

年	対象施設	工事概要	予定総額 (A)	備考
令和〇年〇月	〇〇	新設	〇〇円	
令和〇年〇月	●●	△△の補修	〇〇円	
		メンテナンス	〇〇円	
...				
合計				

3 修繕・更新に係る費用における積立金の積立て・取崩しの計画

2の修繕・更新に要する費用については、以下のとおり支出することとする。

年	修繕・更新 の予定総額 (A)	Aのうち 積立金から の支出額	積立金 歳入額 (B)	積立金 残高	Aのうち 積立金 以外から の支出額 (C)	Cの内訳*
令和〇年	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	
令和〇年	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	
...						
合計	〇〇円	〇〇円	〇〇円		〇〇円	

※(C)については、取組主体により調達することとし、国費を前提とした記載としないこと。

4 積立金歳入額（B）の根拠

--

5 その他

--

6 積立計画の見直しに係るスケジュール

--

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品関連事業者向け)

下記の農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための取組のうち、申請時に取り組む内容について、「申請時」の□欄に✓を記入してください。

申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
② <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ <input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないことを検討	<input type="checkbox"/>
⑤ <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ <input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ <input type="checkbox"/>	食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨ <input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩ <input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪ <input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫ <input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬ <input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭ <input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑮ <input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑯ <input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

(ふりがな)
 応募主体名 ()

申請書類チェックシート

応募事業名	
-------	--

申請者 チェック欄	申 請 書 類	事務局 チェック欄 (※)
<input type="checkbox"/>	応募申請書 (様式1号)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	事業実施体制 (様式2号)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	取組実施計画書 精製糖工場等 (様式3号-1) 国内産いもでん粉工場 (様式3号-2) 製粉工場等 (様式3号-3)	<input type="checkbox"/>
	取組実施計画等添付資料 (様式3に記載の添付資料) ※応募施設ごとに必要な添付資料が 異なりますので御注意ください。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	再編集約・合理化計画 精製糖工場等、国内産いもでん粉 工場 (様式4号-1) 製粉工場等 (様式4号-2)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	修繕・更新に係る積立計画 (様式5号)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	環境負荷低減のクロスコンプラ (様式6号) イアンスチェックシート	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	定款、規約等	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し (これらの書面を作成していない場合は提出不要ですが、その場合は、 応募団体の収支の状況を確認することができる収支決算書等を必ず提 出してください。)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請書類チェックシート	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	確認項目チェックシート	<input type="checkbox"/>

- (注) 1. 申請書類について漏れがないかチェックの上、本紙も提出してください。
 2. 本紙は、応募1件ごとに1枚作成してください。
 3. 事務局チェック欄(※)には記入しないでください。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化の 確認項目チェックシート

※取組実施上、確認が必要な以下の項目について、確認した事項のチェック欄に印を入れ、その確認方法（計算方法、様式内の記載箇所）や判断根拠等を具体的に記載してください。

番号	確認項目（該当する場合はチェック欄に印を入れること）	チェック欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根拠等」の記入例
1	円滑な事業実施のための人員体制が組まれている。	<input type="checkbox"/>		別添の事業実施体制により、事業の執行・検証・調整等を円滑に実施可能な人員・体制が確保されている。
2	適切に会計処理を行う体制となっている。	<input type="checkbox"/>		取組実施に係る経理などの事務について、会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法が明確に定められており、適切な管理体制及び処理能力を有している。
3	取組の内容が事業の趣旨に合致している。	<input type="checkbox"/>		取組の内容が、事業の趣旨に合致している。
4	取組実施計画の内容が、成果目標に沿っている。	<input type="checkbox"/>		〇〇の低減や〇〇の向上に資する計画となっている。
5	採択要件を全て満たしている。	<input type="checkbox"/>		公募要領に定められた事項及び要件基準により、基準数値等を満たしていることを確認した。
6	過大な事業費となっていない(施設の整備に当たっては、事業内容に不要な附帯設備や過剰な設備、奇抜なデザイン等を計画していない)。	<input type="checkbox"/>		施設・設備の基本的な仕様については、〇〇の施設・設備を参考に検討し、必要最低限の事業費となっている。
7	自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了していない。	<input type="checkbox"/>		自己資金若しくは他の助成により事業実施中又は既に終了した事業ではない。
8	施設の整備(廃棄)に必要とされる法律に定める手続等がとられている。	<input type="checkbox"/>		〇〇に関する法律第〇条に掲げる〇〇施設の変更承認を受けている。

	精製糖工場等の取組(改修等)を実施する場合	チェック欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根拠等」の記入例
9	施設規模について、過大な投資を防ぎ、効率的な稼働を図るため、現状の生産能力や販売実績をもとに十分に検討した。	<input type="checkbox"/>		施設で製造する品目別の生産量と将来の経営計画を十分に考慮し、適切な規模を求めるシミュレーションを実施した。
	整備後の施設で生産される製品について、販売先における取引価格や数量等の見通しが明らかである。	<input type="checkbox"/>		市場調査や販売先との協議を踏まえ、施設の収支が成り立つよう販売計画を作成している。
	既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等のため、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を可能な限り検討した。	<input type="checkbox"/>		検討の結果、建屋については〇〇と併設、〇〇の整備については合体施工、〇〇については古材を利用することとした。
	施設の附帯施設のための整備ではない。	<input type="checkbox"/>		本体施設の整備が計画に含まれており、施設の附帯施設のための整備ではない。
	施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等が含まれていない。	<input type="checkbox"/>		施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等は含まれていない。

※必要に応じて上記確認項目について、農林水産省から資料等を求める場合があります。

	国内産いもでん粉工場の取組(改修等)を実施する場合	チェック欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根拠等」の記入例
9	国産いもでん粉工場の体質強化に取り組む場合			
	施設規模について、過大な投資を防ぎ、効率的な稼働を図るため、現状の生産能力や販売実績をもとに十分に検討した。	<input type="checkbox"/>		施設で製造する品目別の生産量と将来の経営計画を十分に考慮し、適切な規模を求めるシミュレーションを実施した。
	整備後の施設で生産される製品について、販売先における取引価格や数量等の見通しが明らかである。	<input type="checkbox"/>		市場調査や販売先との協議を踏まえ、施設の収支が成り立つよう販売計画を作成している。
	既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等のため、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を可能な限り検討した。	<input type="checkbox"/>		検討の結果、建屋については〇〇と併設、〇〇の整備については合体施工、〇〇については古材を利用することとした。
	施設の附帯施設のための整備ではない。	<input type="checkbox"/>		本体施設の整備が計画に含まれており、施設の附帯施設のための整備ではない。
	施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等が含まれていない。	<input type="checkbox"/>		施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等は含まれていない。

※必要に応じて上記確認項目について、農林水産省から資料等を求める場合があります。

9	製粉工場等再編集約・合理化の取組を実施する場合	チェック欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根拠等」の記入例
	取組主体が製粉業、精麦業及び麦茶製造業かつ中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業(①資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は②常時使用する従業員の数が300人以下のいずれかを満たすこと)である。	□		法人登記簿のとおり要件を満たしている。
	輸入麦及び民間流通麦の買受実績について、直近3年の年間平均数量が、小麦で100トン以上又は大麦で10トン以上である。	□		買受実績書に記載のとおり要件を満たしている。
	製粉工場等の再編集約(改修等)に取り組む場合			
	施設規模について、過大な投資を防ぎ、効率的な稼働を図るため、現状の生産能力や販売実績をもとに十分に検討した。	□		施設で製造する品目別の生産量と将来の経営計画を十分に考慮し、適切な規模を求めるシミュレーションを実施した。
	整備後の施設で生産される製品について、販売先における取引価格や数量等の見通しが明らかである。	□		市場調査や販売先との協議を踏まえ、施設の収支が成り立つよう販売計画を作成している。
	施設の附帯施設のための整備ではない。	□		本体施設の整備が計画に含まれており、施設の附帯施設のための整備ではない。
	施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等が含まれていない。	□		施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等は含まれていない。
	①「製粉工場等の再編集約(廃棄等)」(製粉企業等の廃棄を伴う製粉工場等又は施設等の廃棄、撤去)と併せて実施。 ②再編集約前と比べて再編集約後の日産設備能力の削減が図られている。	□		取組実施計画に記載のとおり、「製粉工場等の再編集約(廃棄等)」を行ったうえで、「製粉工場等の再編集約(改修等)」を行い、再編集約後の日産設備能力が削減した計画となっている。
	1事業実施計画当たりの総事業費が原則5千万円以上となっている。	□		概算設計書等のとおり、原則5千万円以上となっている。
	製粉工場等の再編集約(廃棄等)に取り組む場合			
	対象廃棄工場を所有する製粉企業等が締結したは種前契約の対象である国内産麦であって、工場廃棄前までに使用しなかった国内産麦を確実に引き取り、取引先等商圏の継承を行う計画となっている。	□		取組実施計画、は種前契約書及び保管台帳等により、当該国内産麦を確実に引き取り、取引先等商圏の継承を行う計画となっている。
	製粉工場等の合理化(多角化)に取り組む場合			

		施設規模について、過大な投資を防ぎ、効率的な稼働を図るため、現状の生産能力や販売実績をもとに十分に検討した。	<input type="checkbox"/>		施設で製造する品目別の生産量と将来の経営計画を十分に考慮し、適切な規模を求めるシミュレーションを実施した。
		整備後の施設で生産される製品について、販売先における取引価格や数量等の見通しが明らかである。	<input type="checkbox"/>		市場調査や販売先との協議を踏まえ、施設の収支が成り立つよう販売計画を作成している。
		施設の附帯施設のための整備ではない。	<input type="checkbox"/>		本体施設の整備が計画に含まれており、施設の附帯施設のための整備ではない。
		施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等が含まれていない。	<input type="checkbox"/>		施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等は含まれていない。
		①「製粉工場等の再編集約(廃棄等)」(製粉工場等の廃棄、撤去)と併せて実施。 ②整備する施設等は国内産麦を使用した製品を製造するものになっている。	<input type="checkbox"/>		取組実施計画に記載のとおり、「製粉工場等の再編集約(廃棄等)」を行ったうえで、「製粉工場等の再編集約(改修等)」(又は「製粉工場等の合理化(多角化)」)を行い、整備する施設等は、国内産麦を使用した製品を製造するものになっている。
		1事業実施計画当たりの総事業費が原則5千万円以上となっている。	<input type="checkbox"/>		概算設計書等のとおり、原則5千万円以上となっている。

※必要に応じて上記確認項目について、農林水産省から資料等を求める場合があります。